

令和7年度 第10回 定例会

会 議 録

えびの市教育委員会

えびの市教育委員会
令和7年度 第10回 定例会 会議録

1. 日 時 令和8年1月16日 金曜日 午前9時から午前10時33分まで
2. 場 所 学校教育課 会議室
3. 出席委員 永山 新一 教育長 貴嶋 俊介 委員（教育長職務代理者）
御手洗 英次 委員 小倉 真里子 委員 森高 尚子 委員
4. 欠席委員 なし
5. 会議録署名委員 森高 尚子 委員
6. 事務局 学校教育課 課長 谷元 靖彦
学校教育課 課長補佐兼総務係長 後藤 富美恵
学校教育課 主幹 由浅 公章
学校教育課 教育係長 杉元 香織
社会教育課 課長 西峯 由美
社会教育課 社会教育係長 松下 理恵
7. 次 第
 1. 会議録署名委員の決定について
 2. 会議録の承認について
 - (1) えびの市教育委員会令和7年度第9回定例会会議録
 3. 教育長及び教育委員からの報告・提案事項について
 4. 議事
 - (1) 議案第22号 えびの市要保護及び準要保護児童生徒就学援助規則の一部改正について
 - (2) 議案第23号 えびの市における部活動改革の方針の改訂について
 5. 教育委員会事務局からの報告・事務連絡

開会 午前9時

○教育長 ただ今から、えびの市教育委員会 令和7年度第10回定例会を始めます。会議録署名委員の承認について、えびの市教育委員会会議規則第17条第1項の規定により、本日の会議の会議録署名委員を、森高尚子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○出席委員 はい。

○教育長 続いて、令和7年度第9回定例会の会議録の承認について、学校教育課長から概要の朗読をお願いします。

○学校教育課長 (えびの市教育委員会 令和7年度第9回定例会会議録の概要朗読)

○教育長 会議録について何かご質問等はないですか。

○小倉委員 (発言内容の誤り2箇所を指摘)

○学校教育課長 ありがとうございます。ご指摘のとおりです。修正いたします。

○教育長 他にないようでしたら、承認してよろしいですか。

○教育委員 はい。

○教育長 会議録は承認されました。続いて教育長・教育委員からの報告提案事項として何かあればお願いします。

○小倉委員 報告と少し気になることの2点です。1月5日文化センターにおいて成人式が開催され、139名の新成人が参加しました。式典では新成人代表の意見発表などが行われ、立派な姿が印象的でした。アトラクションでは8名の実行委員が進行を担当して、小中学校の映像や、当時の先生方のメッセージが上映されて、会場は大いに盛り上がりました。続く抽選会では、市内事業者提供の景品が配られ、ほとんどの新成人が受け取ることができたのではないかと思います。また、写真撮影時には、ボランティアの方が手作りされた風船ハートで会場を彩り、思い出に残る記念写真となったと思います。全体を通して温かく、素晴らしい成人式でした。こうした若者を見守る立場として、現在全国的に問題となっているSNS上での暴力行為を伴う動画の拡散についても、今後どのような取り組みが必要なのかしっかりと考えていく必要があるのではないかと思います。以上、報告と気になっております点でした。

○教育長 成人式については、非常に実行委員の皆さん、社会教育課の皆さんを中心にしっかり準備をやっていただき、そして結果的には教育委員会総がかりでの取組だったと思いますが、非常に内容も良かった

と思います。特に式典での意見発表は立派で、あの中で自衛隊のことを本人が触れないところに良さを感じました。大きな成長を感じた場面だったのではないかと思います。会場はあの発表で圧倒されたのではないのでしょうか。また市民の方が風船のアーチを作っていたのですが、年々バージョンアップされており、正月を返上して準備いただくなど、本当にありがたく思います。

今回、民生委員児童委員さんを招待したことは、非常によかったと思います。やはり地域で子どもたちに直接関わる機会や、学校などいろんなところで関わっていただいていますので、どう成長したかということを楽しみにされており大勢来ていただいたことに、とても感謝しています。一方で少し自治会長さん達が少ない感じがしました。保護者は多く参加いただき、後ろに立っておられる方々もいらっしゃったので、遠慮されたのかもしれませんが、あの方々が座れるような配慮があるとよかったのではないかと思います。本当にたくさんの人に見守られた素晴らしい成人式でした。ありがとうございました。SNS について暴力の動画が拡散されている件に関して、現状や対応については、

○学校教育課主幹 携帯電話等やいじめに関するアンケートは毎年行っており、スマートフォンを小学校6年生で70%が持っているような状況になっております。いじめに関しては市教委が学校に確認や助言をする場面があるのも事実です。当然 SNS のこともしっかり指導していかないとはいけません。県教育委員会の方向性を確認しながら、校長先生や生徒指導部会等と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○教育長 ありがとうございます。他、皆さんからどうぞ。

○御手洗委員 1月5日の成人式は本当に立派な成人式で、大変感動したところですよ。特に教育長からもあった意見発表の方は、中身もさることながら、登壇からお辞儀をして挨拶の際の所作の見事さに感心しました。成人式自体が引き締まるような感じがして良かったと思えました。本当に社会教育課の方はご苦労さまでした。月曜日に市町村駅伝の応援に久しぶりに行ってきました。快晴で風も強くなく、応援しやすい天候でした。前回行ったときは、市を巡回するようなコースだったのですが、今回は周回コースで、非常に応援しやすかったです。応援する方も、走る方も周回コースの方がいいかなと思ったところでした。成績は、えびの市も一時は7位までいき、残念ながら逆転はされたのですが、精一杯走られていて元気をもらったところでした。

栃木と大分の暴行事件関係なのですが、今日の新聞の方にも出ており、いじめのアンケートをすとか、情報モラル教育を今年度中にとというような要請をすとか、そういう話が出ていましたが、えびの市は新しいタブレットへの更新はいつからできたのでしょうか。

○教育長 10月、11月から使っています。

○御手洗委員 このタブレット端末は動画とか撮れるのでしょうか。

○教育長 撮れます。

○御手洗委員 大分市の状況を見ると、学校のタブレット端末を使って動画を撮り、それを転送しているようでした。同様の状況は、えびの市でも考えられるのでしょうか。

○学校教育課主幹 やらうと思えばできる状況かと思います。

○御手洗委員 そういったところがありますので、そういった SNS やインターネットメールの配信など、そういったものの決まりごとみたいなことを伝えていただく時間があるといいと思いました。

○教育長 市議会議員が提案されたコドマモというアプリは、そういう動画を転送する、動画撮影した時点で検知してくれるようで、そういうアプリはあります。経費をかければ、そういうことも可能です。最近の状況を受けて、国等からそういう提唱も来るかもしれないです。

○貴嶋委員 どこでの自治体では、端末からセキュリティを突破して、外部に繋いで云々ということがありましたね。他のところの学校かどこかだったと思うのですが、今の子どもたちは技術もどんどん上がってきていますね。

○教育長 今の時代は、もっと、例えば海外のアプリとかを使えば、本当にセキュリティもあつてないようなものかと思います。パスワードがかけてあっても、パスワードまで解読する、そういう技術を持っている子どももいるでしょう。セキュリティに関しては、十分な注意をしていますが、抜け道はあるということです。

○御手洗委員 学校の管理体制というのも、こういう世の中ではなかなか難しいと思います。

○教育長 持ち帰りを推奨はしても、今度は家に帰ると更にそういう不安定さはでてきます。

○学校教育課主幹 タブレット等を使えるように推奨しないといけない。推奨しないといけないけど、余計なことは止めないといけない。相反することを今同時にやっているのだから、止めることを強くすると今度は進まなくなるという状況です。

○教育長 ものすごくセキュリティを厳しくすると、調べものもほぼ調べられなくなります。そこの兼ね合いが難しいところです。

○学校教育課主幹 今回のことで、通知等は出されると思いますので、えびの市の実態に合った対応をしていきたいと思っております。

○御手洗委員 よろしくをお願いします。

○教育長 ありがとうございます。市町村対抗駅伝のコメントは課長からありませんか。

○社会教育課長 宮崎まで応援に駆けつけてくださったということで、ありがとうございます。えびの市は精一杯頑張ってもらって、全体で15位、市の部で8位でした。ありがとうございます。

○教育長 指導主事の3きょうだいが頑張りと、別に親子で出場された方もおり、五日市地区から5人が出場されています。もちろん順位は気になるところではありますが、途中、救急車で搬送される方が出て擲が繋がらなかった自治体もあったことを考えますと、やはり最後まで繋いでいただいたということが一番かと思えます。順位に関しては、また来年、走姿顕心賞を取るチャンスも出てきました。頑張ってくれると思います。ありがとうございました。

○森高委員 成人式も素晴らしかったですし、クリスマスロビーコンサートも行かせていただいて、様々な行事をしていただいて本当にありがたく思います。まず12月20日の教育フォーラムについて、学生が主体となって発表を行っておられる姿を拝見できて、現在の児童生徒の皆さんのレベルの高さを感じました。現場の先生方が様々な工夫を凝らして、日々子どもたちに学ぶ機会を作ってくださっているのだらうと感じたところです。ただ、そういう活躍の機会がない、望まない生徒さんもいるのかもしれないのですが、生徒の個性に合わせて生きていく力を、全ての生徒さんが学べるといいなと感じました。最後のパネルディスカッションで、パネリストの生徒さんが学校に来られなくなっているクラスメイトの力になりたいというような内容だったと思いますが印象に残りました。子どもたちのコミュニティの中にいる生徒さんから見て、人間関係でのつまずきの不登校という意識なのかなというふうに感じました。県などの統計で、中学生の不登校の原因に無気力とありますが、100%が全部ではないと思うのですが、やはり大人と同じく人間関係というのは大きいのかなと感じます。そういうつまずきをしてしまいそうときには、担任の先生だけではなく、気軽に相談できるように、心理士等のカウンセラーの先生方も配置をしていただいていると思いますので、改めて身近に感じてすぐに相談できるという環境があるといいと感じました。もう一点は、私立高校の受験が始まりますが、感染症は県では減少傾向ということニュースとかで聞いたのですが、えびのでも落ち着いているのかということをお聞きしたいです。

○教育長 それでは教育フォーラムと併せて不登校についてと、あと私立高校の受験に関わって感染の状況はどうでしょうか。

○社会教育課社会教育係長 フォーラムにはたくさんの方にご来場いただいて、本年は一般の方も去年よりは参加していただいて、だいぶよかったと思っています。本当はもっと保護者層の方にも来ていただきたかったというところはあるのですが、その辺はまた令和8年度の教育フォーラムの中で頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

○学校教育課主幹 今おっしゃったとおり、子どもたちにできるだけ多くの機会を提供していこうという方針のもと、現在、教育活動を進めています。例えば、飯野高校の生徒が非常によく頑張っており、その成果を受けて、次には中学生や小学生を対象を広げているところです。

また、お話にありましたように、当然ながら全てのお子さんが得意な分野を持っているわけではなく、それぞれに得意なことや不得意なことがあるため、新任式などで必ず教育長から教職員へ指導をしています。全ての子どもが前面に出たいわけではないため、個々の状況に配慮した指導を心掛けています。

不登校に関しては、校内支援センターを設置し、飯野中学校内にも体制を整備しているつもりではあり

ますが、まだ行き届かない部分もございます。そのため、相談体制を充実させるべく、各学校にスクールカウンセラーを配置しています。不登校についても、引き続き相談体制を活用しながら呼びかけを続けていく所存です。また、感染症については、12月の間には多くの学級閉鎖がありましたが、現在のところ学級閉鎖が発生しているという報告は受けておりません。

○教育長 それでは以上でよろしいでしょうか。それでは、議事に入りたいと思います。議案第22号「えびの市要保護及び準要保護児童生徒就学援助規則の一部改正について」を議題といたします。学校教育課より説明をお願いいたします。

○学校教育課教育係長 （説明）

○教育長 内容については、オンライン学習通信費を加えるという趣旨でございますが、何かご質問等ございますか。

○御手洗委員 このオンライン学習通信費というのは、家でのインターネット回線料のことですか。

○学校教育課教育係長 そうです。

○御手洗委員 金額は定額ですか。

○学校教育課教育係長 金額は、月1,000円の12か月で12,000円になります。

○御手洗委員 ということは、一部補助ということですか。

○学校教育課教育係長 一部になるのか、実際その家庭でどのぐらい使用するのかっていうところの把握が難しいところです。家庭での学習にどのぐらい使用するのかというところが。

○御手洗委員 これは何の申請もなくとも、オンライン学習通信費として認められるということですか。使わなくても認められる。

○学校教育課教育係長 定額で他の費目と同じように就学援助に認められた家庭世帯には、支給するということになります。

○御手洗委員 1,000円という金額について、実際は1,000円であれば、オンライン契約して使うということはないと思います。携帯を使ってテザリングですという方法もあるのですが、タブレットを使って良好な通信環境の中でオンライン学習をするというようになってきたときに、この金額でどうなのかというところが気になります。これは国で決まっているのですか。

○学校教育課教育係長 いえ、9市の状況等を調査して決めたものです。実際、家庭で使用する通信量が、学校のタブレット端末を持って帰って使う部分と、学習以外の部分とがあると思いますが、その一部を助成するという形になります。

○教育長 家庭学習を行う際、現在はオフラインでも対応可能であるという状況にはしていますが、経済的な理由から家庭でオンライン環境を整備できないという事情は、この対応により解消されることとなります。そのため、一定の補助をしながら、家庭学習においてオンライン環境が利用可能となるよう予算措置を講じておくことが適切だと考えています。

○学校教育課長補佐 今年度、Wi-Fi 環境が整っていない家庭を市内で調査し、市がモバイルルーターを購入して貸し出すという案内をすでに行っています。持ち帰り学習が始まることで、お子様が家庭で端末を使用し勉強する際に、親が不在の場合でも学習端末を利用できる環境を整えるために、モバイルルーターの貸し出しを進めています。

○御手洗委員 モバイルルーターを貸し出すということなのですね。

○学校教育課長補佐 はい。ただし、ご家庭で業者と契約をしていただき、その通信料についてはご家庭の負担となります。その際、困窮世帯については支援を行うという流れです。

○御手洗委員 ルーターを貸し出した上で、契約や通信料は家庭負担ということですね。

○学校教育課長補佐 そのとおりです。各家庭で業者と契約していただきます。契約内容としては、容量制限を設けて10ギガまでにするのか、それ以上にするのか選択していただく形になります。その学習に関連する部分に関してサポートするということです。

○教育長 対象となるご家庭はそれほど多くはないかもしれません。

○学校教育課長補佐 はい、確かにそういった方はいるものの、モバイルルーターについてはすでに備品を購入しています。しかし、現時点で貸し出しを希望する家庭はまだありません。学校によって持ち帰り学習の進捗状況が異なることも影響していると思います。冬休みもありましたので、状況については様子を見ているところです。

○教育長 モバイルルーターの貸し出し対応については、自治体によって異なる部分がございます。その方針をどのようにするかも含め、対応は様々です。

○御手洗委員 近隣9市の状況についてはどのようになっていますか。えびの市と比較して、高額な自治体はあるのでしょうか。それとも状況は同程度でしょうか。

○学校教育課長 基本的に、小中学校で主に支出負担として取り組む内容は、どの自治体でもほぼ同じです。

○御手洗委員 つまり、他市と合わせた形になっているということですね。

○学校教育課長 そもそもこういった支援もしてない自治体もありますし。元々持ち帰り是对応するために、ご家庭でのインターネット環境を整えてほしいというところでやっぱり負担になる家庭については、ルーターの貸出と就学援助を受けている方はやっぱりこの支援でということで、学校でタブレットを使う通信料としては妥当な金額かと思います。

○御手洗委員 タブレットを家庭に持ち帰って、通信を利用することを目的とした支援ですね。

○学校教育課長 はい、そのとおりです。

○御手洗委員 現在では、タブレットも家庭に持ち帰ることができるのですね。

○教育長 はい、だいぶ進展してきました。

○学校教育課主幹 タブレットが変更されたことで、バッテリーの性能が改善されました。これまで、持ち帰りが進まない大きな原因が家庭で充電ができないことでした。

○教育長 現在では、その問題が解決され、家庭での使用も可能になったため、持ち帰りがより簡単になったわけです。

○御手洗委員 タブレットを持ち帰った上で、外出先で使用することは可能でしょうか。例えば、イオンのようにフリーWi-Fiが利用可能な場所での使用を想定しているのでしょうか。

○教育長 学習目的でそういった使用をする場合はあるかもしれません。

○学校教育課主幹 基本的には家庭での利用ルールを定めていますが、外出先での利用については特に想定していません。その場合であれば、各自のスマートフォンを活用することが一般的ではないかと考えています。

○教育長 確かに、タブレットを持ち歩くことは面倒だと思われれます。現状、中学生の8割から9割はスマートフォンを所有しているという調査結果もあります。全国平均と変わらない状況なので、スマートフォンを利用するのが自然な流れかと思われれます。

○御手洗委員 例えば、市民図書館などではWi-Fi環境が整っているのでしょうか。

○教育長 はい、そのような施設ではWi-Fiが利用可能です。

○御手洗委員 そうした公共の場にタブレットを持参して学習することも可能ということですね。

○教育長 はい、そのような活用方法も考えられると思います。

○学校教育課長 端末自体にはフィルタリングがかかっているため、通常の個人用フィルタリングよりも厳しい設定となっています。そのため、好きなゲームなどを何でもインストールできるわけではありません。端末自体が荷物として重く感じる場合もあるようです。そういった状況を考慮すると、子どもたちはスマートフォンを外出時に持ち歩いているのではないかと思います。

○学校教育課主幹 中学3年生のうち、スマートフォンを所持していない生徒は126人中7人です。

○教育長 ほぼ95%がスマートフォンを持っていますね。

○御手洗委員 そのような状況であれば、タブレットを家庭に持ち帰る必要性が薄くなる可能性もあるかもしれませんね。

○教育長 私の家では、長女に高校3年生までスマートフォンを買い与えませんでした。しかし、大学生になった際に購入したところ、スマートフォンデビューをしてからは制限なく使用するようになりました。現在は社会人になったので問題ありませんが、家庭にいる間に使用ルールや使い方を教えておく方がむしろ良いのではないかと感じています。特に中学生や高校生ぐらいの段階では、そのような方向性が適していると思います。ただし、家庭の考え方によっては、スマートフォンを絶対に持たせないという選択をされる場合もあることは事実です。

○御手洗委員 ありがとうございます。

○教育長 他にご意見はございますか。ご意見がなければ、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○教育長 ありがとうございます。議案第22号「えびの市要保護児童及び準要保護児童生徒就学援助規則の一部改正について」は承認されました。続きまして、議案第23号「えびの市における部活動改革の方針の改定」について議事といたします。学校教育課より説明をお願いいたします。

○学校教育課教育係長 (説明)

○教育長 はい。内容については別紙で方針が配布されており、朱書きにより今回の修正箇所が示されてい

るようです。多くの点は、国や県の動向を踏まえて改正されていますが、主な変更点として、スケジュールが令和10年度末を目途としていたものが令和13年度末へと先延ばしになっている点が挙げられます。それに伴い、全体的なスケジュールが変更される形となっております。時間的な準備が必要であるという理由から改定されたものです。後半部分につきましては、特段変更点はございません。何かご質問はございますでしょうか。

○貴嶋委員 質問があります。部活動についてですが、学校教育における教育活動の一環ではないかと思うのですが、地域移行が進むということで、社会教育課が主体となっていくという認識でよろしいのでしょうか。

○教育長 確かに、国の学習指導要領には部活動がまだ明記されています。そのため、それが改定される際には、表現が変更されてくる可能性が考えられます。この改定が令和9年度には作成され、令和10年度から施行されるような流れになるのかもしれませんが。

○貴嶋委員 部活動に関する考え方が変わってくるわけですね。

○教育長 はい。その点が変わらない限り、部活動が教育活動の一環であるという考え方は引き続き残ることになります。ただ今後、法的な観点からも、方針が変わっていく可能性があるのではないかと考えています。

○貴嶋委員 その点が少々問題だと感じます。

○教育長 地域移行という方針について、違和感を持たれる方もいらっしゃるかと思います。他にご質問はございますでしょうか。

○御手洗委員 3ページの全体スケジュールについてですが、この中で関係者への周知が行われた後に説明会が開催されている状況です。昨年7月に小中学校のPTAの役員の方々と意見交換をさせていただいた際、会長は内容を知っているものの、その他の役員の方々が地域移行や地域クラブ活動の現状や今後の方針について具体的な内容を十分に理解されていないという状況が見受けられました。令和8年度以降の全体スケジュールにおいて毎年説明会が予定されているようですが、この説明会を通じて、保護者の方々、特に保護者の方々への周知を十分に行っていただければと思います。

また、この説明会は中学生・中学校のみが対象なのか、それとも小学生や今後中学校に進学する児童への対応も含まれているのか不明です。しかし、小学生が中学生へと進学する過程を踏まえた上で、今後の部活動や地域クラブ活動への参加を希望する児童生徒に向けた情報提供もあわせて検討いただければと思います。

さらに、令和8年度に予定されているコーディネーターの配置についてですが、この具体的な案があれば教えていただけますでしょうか。コーディネーターがどのような役割を担うのか、何か案があればご教示いただきたく存じます。

○教育長 では、2点についてお願いいたします。

○学校教育課教育係長 関係者への周知につきましては、小学校6年生が中学校へ進学する際の入学説明会において、この部活動の地域展開に関する方針概要版を配布し、説明の実施を予定しております。昨年度は学校ごとに対応にばらつきがあり、説明が十分に行われた学校とそうでない学校が存在しました。本年度においては、全ての学校で統一した対応が行えるよう検討しております。

コーディネーターの配置につきましては、令和8年度に向けて現在予算の要求を行っているところです。現時点の構想としては、総合型スポーツクラブの職員に担っていただくか、外部の専門人材を活用するかを検討しています。ただし、予算的および時間的な制約があるため、外部人材の新規雇用は難しい可能性があると考えております。

○御手洗委員 コーディネーターは具体的にどのような業務を担当されるのでしょうか。

○学校教育課教育係長 実際に実現できるかどうかは別問題ではありますが、まずは土日の地域移行を進める必要があります。そのため、土日の部活動に参加する指導者の派遣調整などを行う予定です。また、来年度については中体連（中学校体育連盟）の開催に向けたバス運営についても検討しておりますので、その調整を進めます。さらに、部活動の地域展開に向けての準備として、専門部会や研究委員会に関連した業務も担当していただこうと考えているところです。

○貴嶋委員 現在、その地域の総合型スポーツクラブが運営されていますが、人的な体制についてはどのようなになっているのでしょうか。

○社会教育課長 現在の人的体制としては非常に余裕がない状態です。コーディネーターの予算を活用していくことも検討しています。

○学校教育課長 将来的にはそのような形を目指しています。こちらが昨年度配布した概要版になりますが、地域展開に関しては、総合型地域スポーツクラブを運営団体として調整を行うというイメージを持っています。これに関連して、社会教育課の部門への移行を見据えた動きの準備も進めています。

具体的には、来年度においては雇用が1名程度での対応となります。ただし、予算が限られているため、十分な人員を確保するのは難しい状況です。また、常時事務所に常駐する人員の確保ではなく、月に数日間の活動として調整を行う形を予定しています。

来年度は、地域展開に向けた準備段階として、必要な調整を進めてまいります。その後、令和9年度、令和10年度にかけて体制を拡充していく計画です。

○貴嶋委員 将来的には、こういった取り組みを進めるためには人員を増やしていく必要があると思います。そうしないと、先々厳しい状況になるのではないのでしょうか。

○学校教育課長 ただし、来年度にそこまで進むかという点については難しいと考えています。全体の動きとしては令和13年度末を目標としており、来年度はまだその段階には至らない見込みです。

○学校教育課長補佐 活動の頻度につきましては、月に8日間を予定しております。

○教育長 まず、周知や説明会に関しては、今年度においても概要版を作成し、説明と周知を実施しているところです。ただし、令和10年度には地域クラブの活動への展開を目指している旨を以前から申し上げておりますので、その目標に向けてさらに周知を徹底していただく必要があるかと思えます。

また、現在の部活動調査検討委員会の状況についてですが、PTA 会長だけに情報が伝わり、それ以外には共有されていないという問題があるように感じます。こうした状況に関して私は課題を感じております。委員会は何のために代表者を選出しているのか、その代表者の役割として情報を適切に伝達するという責任を明確にし、活動を進めていく必要があるのではないのでしょうか。本来であれば、代表者が意図した内容を他の保護者にも伝えられるようになっていくべきです。その役割を果たすよう、委員会の代表者に対しても自覚を促していく必要があると思えます。

今回提出されているこの検討の改訂版については、委員会の場でしっかり審議されたものと受け止めています。したがって、PTA 会長や学校長が既に内容を共有し、「このように進めます」という形で周知されているべきものです。しかし、それが実際に周知されているのかどうか、確認が必要ではないのでしょうか。このままでは委員会の存在意義が薄れてしまう可能性があります。結果として、御手洗委員の心配されているように、PTA 内で意見交換をした際に「その話は聞いていない」という事態が発生しています。

この委員会で選出されている委員の役割は、検討結果を保護者や地域と共有し、意見交換を促進することにもあると思えます。この観点で言えば、保護者や地域にも情報を伝えるべきです。今回の新入生説明会で概要版を配布する予定ですが、それに合わせて保護者への周知をしっかりと行っていただければ幸いです。その点について念を押していただければ、非常にありがたいです。

コーディネーターにつきましては、学校教育課だけでなく社会教育課とも連携して協議を進めていただいていると思えます。総合型スポーツクラブについては、現在業務が非常に多忙な状況にあるため、さらに負担を増やしていくことが可能であるかどうか、現状把握や確認を行い、適切な調整をしていただければと思えます。

今後、多くのスポーツ協会の事務局が行っているように、専任の担当者を配置しなければ対応が難しくなると考えます。というのも、部活動が地域クラブに変わり、小学生から中学生、場合によっては高校生までの幅広い世代が参加することになります。具体的には、例えば、えびの市の新体操クラブでは高校生の参加が想定されます。そのため、小中高校生を対象とした青少年のスポーツ環境づくりのための専任担当者が必要になる可能性がございます。

コーディネーターの予算については必要性をしっかりと見極め、今後さらに人員を増やすべきである場合は、指定管理者にも人員を追加し、その上で予算化することを検討する必要があるでしょう。この点については社会教育課とも連携し、必要に応じて協議を進めていかなければならないと考えます。

また、総合型スポーツクラブに関しては、飯野、加久藤、真幸の三地域の運営が負担となり、以前は三地域を統合することも検討されてきました。しかしながら、現状では関係者の方々が継続して運営を続けてくださっています。そのような状況下でさらに部活動も管理するとなると、運営は非常に厳しいものに

なるのではないかと懸念しております。今後は課長とも相談を重ねながら、効果的な運営方法について議論していきたいと思っております。

○学校教育課長 国民スポーツ大会も控えておりますので、現状を踏まえた上で、今年度および来年度において、適切な体制を整備する予定です。来年度からいきなり対応を求めるのではなく、段階的に準備を進めていく考えです。

○教育長 それでは、引き続きよろしく申し上げます。また、この部活動の方針等についてご質問や確認事項がございましたら、お知らせください。今回のご審議で修正が必要な点や、ご指摘いただいた内容についても検討を進めて参ります。これが最終的な承認につながる形になるのでしょうかね。

○学校教育課長 はい、そのように進める予定です。なお、これを各保護者にとりわけ、なかなかご理解を得ることが難しい部分もあると思っておりますので、概要版を作成して保護者説明会等で配布されることを予定しております。

○教育長 概要版につきまして、もし可能であれば後ほどコピーをいただくと良いですね。委員の皆さまもその方が内容を確認しやすいかと思っております。

○御手洗委員 PTA 総会などでお話しいただくと適切だと思います。また、新入生だけではなく、小学校の紹介も必要なのではないかと思います。

○教育長 そうですね。自分の学校から部活動がなくなることについての不安というのは、特に小学生などにとって非常に大きなものだと思います。そういった不安を完全に取り除くことは難しいかもしれませんが、少なくとも正確な情報をしっかりと伝えることで、保護者や児童・生徒の方々に安心感を持っていただけるようにしていく必要があると考えます。

○学校教育課主幹 本年度において、PTA 総会の際に方針を提示する学校があった一方で、提示されなかった学校もありました。また、提示の方法にも違いが見られました。昨年度の3月に方針を発表いたしました。それを具体的にどのように進めていくかまでは十分にお示しすることができず、その結果方針と実施の間にずれが生じた部分がありました。そのため、今回 PTA の方々から多くのご意見をいただいたのだと感じています。

これを受けて、教職員の先生方からも意見をお聞きしています。特に、次年度中学校に進級してくる小学生は部活動についてほぼ理解がない状態ですので、2月下旬に予定されている中学校入学説明会に向けて資料を作成しているところです。そして、その資料をもとに中学校にもご理解をいただく必要があります。さらに、PTA 総会においても順次説明を行えるようにしております。なお、校長先生方にはこの方針を既に提示済みです。

○貴嶋委員 すみません。ちなみに、5 ページの下から 2 行目に赤線が引いてある箇所についてですが、こ

これは何か特別な意味があるのでしょうか。

○学校教育課長 以前の方針では、ここには「令和11年度からは地域クラブ等での参加とする」という文言がカッコ書きで入っていました。各大会で部活動としてではなく、地域クラブとして参加するという内容でした。ただし、一部の大会では既にクラブ参加が認められている種目もあり、この文言があまり意味をなさないということになり、削除したものです。改定前のものを配布していないため分かりづらいところは、お尋ねがあれば説明いたします。

○教育長 他にご質問などはございますでしょうか。さて、地域クラブについてですが、こうした取り組みを進めるには、地域の人材確保や環境整備が非常に大変なことだと思います。皆さまのご協力をお願いしながら進めていく必要があると考えています。

一例ですが、先日弓道連盟の方から報告がありました。弓道連盟の方々、子どもたちに弓道への興味を持ってもらいたいという思いを持って活動されています。ただ、高齢化が進んでおり、若い人材が不足しているという現状があります。そのため、若い世代に働きかけを行っています。実際、中学生5名、小学生1名の計6名の子どもたちが弓道を始めてくれました。現在、主に木曜日と金曜日に活動が行われています。

こうした連盟の皆さまの努力により、子どもたちが活動を続けられるようサポートいただいていることは、非常に素晴らしいことだと思います。これが一つのモデルケースとして今後他の地域でも参考になるのではないかと考えています。子どもたちが様々なことに挑戦できる環境が地域内で整っていくことは本当にありがたいことだと感じています。こうした努力に対して、弓道連盟の方々には心から感謝したいと思います。残念ながら、京町二日市の大会には間に合わないという状況です。現在はルールや所作を学ぶ段階であり、実際に射る練習はまだこれからですが、県大会やその先の中体連への出場を目標に、子どもたちは弓道の活動を頑張っているそうです。あと1人入ってくれば2チーム出られるとのこと。ご報告をさせていただきました。

他に質問はございませんか。なければ、この内容については承認してよろしいでしょうか？

○委員一同 はい。

○教育長 ありがとうございます。議案第23号「えびの市における部活動改革の方針の改訂」については承認されました。これにより本議事は終了といたします。続きまして、事務局からの報告・事務連絡に移ります。まずは社会教育課からお願いいたします。

○社会教育課長 社会教育課からは4点ほど報告させていただきます。

1点目は、子ども読書活動推進計画の進捗状況についてのご報告です。現在、第4期子ども読書活動推進計画の推進期間が5年間となっており、今年度で終了する予定です。それに伴い、第5期計画の策定を進めています。これまでに推進計画に関する会議を2回開催しました。第1回目の会議では、読書活動に関するアンケート結果の報告と、第5期計画案について意見交換を行ったところです。また、第2回目の会議では、初回の会議でいただいた意見を反映させた計画案に対し、新たな意見をいただき、委員会内で

計画案の調整を進めました。

今後の予定としては、1月16日から約1か月間、ホームページ等を利用してパブリックコメントを実施します。その後、第3回目の会議を開催し、パブリックコメントで寄せられた意見を反映した修正協議を行います。そして、3月の定例教育委員会にて最終的な計画案を提案する予定となっております。

○教育長 この件につきましては、パブリックコメントが本日から開始となりますので、教育委員の皆さまからご意見をいただければ非常にありがたいと考えております。

○社会教育課長 続いて2点目は、新たに更新する移動図書館車についての報告です。これまで新しい移動図書館車のデザイン案や巡回場所のアンケートを実施し、徐々に市民の皆さまへ周知を進めてまいりました。いよいよ2月20日に納車予定となったところです。

また、議会の委員会でいただいた意見を踏まえ、これまでの移動図書館車「ブックランド号」への感謝とねぎらいの気持ちを込めたお披露目について、図書館と協議しています。具体的には、3月7日（土）の春祭りで「図書館車引き継ぎ式（仮称）」を計画しております。この点については、名称や内容の詳細を今後調整していく予定です。

○教育長 教育委員の皆さまにも案内をされるのでしょうか。特別な案内はせず、ご自身のご判断でお越しいただくような形になるのでしょうか。

○社会教育課長 今後検討させていただきます。

○教育長 永山運動公園の児童公園ができたときは、どうでしたか。

○貴嶋委員 その際は案内があったように思います。

○教育長 児童公園の際には案内をしていた可能性がありますね。ただし、都合がつかずに参加できない方もいらっしゃるかもしれません。また今後検討していただければと思います。

○社会教育課長 次に、3点目の報告事項です。社会教育委員の教育委員会傍聴と意見交換についてのご報告です。

1月13日に、西諸県地区教育委員会社会教育委員連絡協議会が開催され、えびの市の社会教育委員3名が出席いたしました。その際、教育委員会の傍聴と意見交換について意向を確認したところ、出席者の意向としては、ぜひ実施したいとのことでした。また、西諸県地区の会議中に、小林市や高原町でも同様の取り組みが行われており、その活動が非常に良かったとの報告を受けましたので、えびの市でも同じく取り組みを進めていきたいと考えております。

時期につきましては現在検討中ですが、教育委員会で審議予定の案件も踏まえ、実施時期としては3月を想定しております。この件について、委員の皆さまからご意見をいただければ幸いです。

○教育長 傍聴と意見交換会を実施する件についてですが、今回の提案では3月の実施をお願いできないかということです。教育委員の皆さまが社会教育委員との意見交換や傍聴について、もし意見交換を希望されないという場合は実施いたしません。ただ、西諸地区において別の地域で同様の取り組みが行われており、その結果が非常に良かったという意見をいただいています。なかなかそういった機会がない中で、社会教育に携わられている方々は多くの情報を持たれていることから、そうした方々との意見交換を行うことは有益ではないかと思うのですが、皆さまはいかがでしょう。

また、2月に開催するという案も考えましたが、2月は当初予算に関する多くの説明が予定されている可能性があるため、3月の方が適しているのではないかと考えております。特に教育政策に関する話題が中心になるものと考えられます。

○御手洗委員 3月に可能であれば、開催する方向で良いと思います。

○教育長 それでは、後は調整をしていただければと思います。

○御手洗委員 3月は人事案件などがあるのでしょうか。

○教育長 そうですね。臨時の教育委員会については別途設ける予定ですので、3月の定例会の日程調整の中で、傍聴と意見交換を実施する形で進められればと思います。意見交換の時間は30分程度を目安とし、その詳細については今後調整を進めさせていただきます。それで皆さまご了解いただけますでしょうか。

○委員 はい。

○教育長 実施の方向で進めるよう、お願いいたします。

○社会教育課長 次に4点目として、2月の催事についてお知らせいたします。講演会の件ですが、「島津義弘と上井覚兼の講演会」を予定しております。こちらはチラシに記載されている通り、2月11日水曜日の建国記念の日に開催いたします。今回、市の指定文化財に指定された三徳院の琵琶の演奏会も、講演会と併せて実施いたします。この催しは、主催が歴史民俗資料館、共催が教育委員会となっております。ぜひご来場いただければと思います。以上です。

○教育長 この催しはホールで実施するのですね。これまで島津義弘公に関する講演を新名先生にご担当いただいているのですが、今回は「上井覚兼」についてとのことですが。

○社会教育課長 上井覚兼日記という史料がありまして、上井覚兼は島津家の家臣の一人です。その日記が非常に貴重な資料となっているとのことで、新名先生が、その上井覚兼に関する本を執筆されているようです。

○教育長 こういった方に関する講演が多く開催されていますね。詳細については確認が必要だと思います。

私は存じ上げておりませんでした。

○教育長 どちらかといえば、本当に興味を持っている方々が主に来場されているようです。市民よりも、県外から訪れるファンの方が多い印象があります。しかし、ぜひ市民の皆様にも参加していただきたいと思います。今回は、宮司さんによる琵琶の演奏もごございますので、ご来場いただければ幸いです。なお、宮司さんは木崎原合戦の慰霊祭にも来賓としてお越しいただいております。ただし、慰霊祭では演奏はされておませんが、関わりを持ってくださっています。

はい、ありがとうございました。またよろしく願いいたします。それでは学校教育課からお願いいたします。

○学校教育課長補佐 今年度の卒業式と来年度の入学式の出席者について、決定いただければと思っております。

(卒業式、入学式への出席者調整)

○学校教育課長補佐 はい、ありがとうございます。3月の定例会までに挨拶文を準備いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 確認いたします。3月16日からの予定ですが、飯野中学校は森高委員、上江小中学校は永山、加久藤中学校は小倉委員、そして真幸中学校は御手洗委員にお願いしたいと思います。

次に、3月25日の予定ですが、飯野小学校は貴嶋委員、加久藤小学校は御手洗委員、真幸小学校は永山、岡元小学校は小倉委員にお願いいたします。

入学式についてですが、4月9日については、飯野中学校は森高委員、加久藤中学校は御手洗委員、真幸中学校は貴嶋委員にそれぞれお願いしたいと思います。

また、4月13日については、飯野小学校が森高委員、上江小中学校が貴嶋委員、加久藤小学校が小倉委員、真幸小学校が御手洗委員、岡元小学校は永山でお願いいたします。

○学校教育課長補佐 こちらの内容で学校側に案内を出すよう、連絡をしておきます。

○教育長 はい、ありがとうございます。それでは次に課長からお願いいたします。

○学校教育課長 以前にご連絡した総合教育会議についてですが、2月20日の日程で現在調整を進めております。市長の日程とも調整を行い、会議は午前9時からの開始を予定しております。会議時間は1時間から1時間半程度を見込んでおります。

また、この日に教育委員会の定例会を開催しようと検討しておりましたが、時間的に難しいのではないかと考えております。そのため、総合教育会議の議題や内容なども含め、定例会は別の日程で開催できればと考えております。

なお、総合教育会議のテーマについて、今日の段階で何かご意見がございましたらぜひ伺いたいと

考えております。特に本日ご意見がなければ、後日改めて何う形とさせていただこうと思います。まず、テーマとして取り上げたい事項がございましたら、この段階でぜひお聞かせいただければと存じます。

○教育長 総合教育会議のテーマについてですが、市長と意見交換を行う場面であることを考慮すると、今後の予算に関することや施策に関する部分について、具体的な提案や議論を行うのが良いのではないかと思います。何かご意見がございましたらお聞かせください。

○学校教育課長 日程調整の際にお伝えしましたとおり、昨年度は教育大綱の見直し及び子育て関連が大きなテーマでした。その前年度はキャリア教育について、さらに令和4年度には学校規模の適正化と体育施設整備の今後についてがテーマとして取り上げられています。

○御手洗委員 市長が10月から新しく変わられていますので、できれば市長が教育課題についてどのように認識されているのかを知りたいと考えています。市長が何を重要視されているのかについて何う機会があれば、非常に有益ではないかと思うのですが。

○学校教育課長 基本的に総合教育会議は市長が主催するものです。そのため、市長のお考えを直接伺う場が設けられるというのも良いのではないかと思います。

○御手洗委員 確かに私たちはこうした課題を考えていますが、市長としての考え方や捉え方を伺って議論を進めていくというのも重要ではないかと思います。

○教育長 市長のマニフェストや公約には直接的に教育課題について触れられていないこともあるため、市長のお考えをこちらから伺う必要性は感じています。その部分について質問するのは良い方向かもしれません。

○御手洗委員 市長と一緒に課題について考えていただければと思います。具体的な質問を通じて議論を深める形になるでしょうか。

○教育長 そうした形で進めるのは良いかもしれませんね。

○学校教育課長 今回、市長としては初めての会議ですので、これまでの内容から大幅に変更するということは難しいかと思います。そのため、従来のテーマに加え、市長の新しい視点を盛り込む形も視野に入れるべきではないでしょうか。

○教育長 市長の考えや認識、それに課題として捉えている部分について質問をし、こちらから主導的に議論を始める形が1つの方法かと思います。

○学校教育課長 現時点では、市長が具体的にどのような内容に関心を持たれているのかがはっきりと分か

りません。そのため、こちらから教育政策の中で特に聞きたいテーマを整理して、ご提案する形が良いかと思うのですが、現段階で何かご意見はございますでしょうか。

○教育長 一つ関心が高いテーマとして挙がるのは 30 人学級制についてです。市長は議員時代にはこの制度に対して否定的な立場を取っていたようですので、その考え方がどう変化したのか、またどのように捉えられているのかを伺うのは有意義かと思えます。

○学校教育課長 確かに、市長は議員時代に一般質問をされたことがあります。

○教育長 その点については意見が出るかもしれません。逆に考えれば、今後学校が小規模化していく中で、その小規模化した学校教育を教育委員会としてどのようにサポートしていくか、またどのように運営していくかについて、考え方を整理する必要があるのではないかと思います。

また、教育委員会全般のことを考えると、特に施設面の課題が重要です。とりわけ社会教育課が所管する体育施設については様々な課題があります。これまでも議会で多く指摘されてきた、弓道場や王子原の野球場の施設に関する課題があります。これ以外にも細々とした課題が多く、体育館などその他の施設についても課題が挙げられます。

さらに学校に関しては、学校規模適正化に関連する事項ですが、空調設備の問題なども含めて様々な課題があると思えます。

○御手洗委員 確かに、学校規模が適正化される方向性が見えないと、具体的な施策の開始に踏み切るのは難しいと思えます。

○教育長 そのため、今後はこれらの問題を審議会レベルで議論を進め、社会教育課においてもスポーツ推進委員の方々に体育施設に関する課題を共有してもらう形が望ましいと考えます。そうした形での検討が進めば十分ではないかと思えますので、今回はこの問題を取り上げる必要はないかもしれません。

○御手洗委員 とはいえ、学校規模の適正化に関する方向性が明確でないと、具体的な対応を進めることも難しいのではないのでしょうか。

○教育長 その点については、今後審議会の議論や社会教育課の対応に移行させ、そこで検討を進めるのが適切ではないかと考えます。スポーツ推進委員の方々とも体育施設に関する情報を共有しながら議論を深めることが必要です。したがって、このテーマについては、今回の議論では取り上げない方が良くも思えません。

○学校教育課長 この問題については、来年度の審議会での検討も含めて進めていく必要がありますので、現時点での意見交換としては少し難しい部分があるかと思えます。

○教育長 ちょっとテーマについては、またメールで何かあるときには意見をいただくと。

○学校教育課長 市長が最初にお話になるその内容の概要がわかれば、事前にお知らせをしたいと思います。それに応じて質疑応答をお願いします。ありがとうございます。

○教育長 それでは総合教育会議はそれで、その前に定例会を調整したいということで、去年も同じ形で1週間程度前に設定したような気がしますが、どうでしょうか？議会が24日ぐらいの開会だったかと思います。

(定例会の日程調整)

○教育長 12日の午前9時からでよろしいでしょうか？

○委員一同 はい。

○教育長 それでは他にありますか。

○学校教育課主幹 学校の離任式は、例年3月30日に予定しております。今年度も3月30日が月曜日ですので、その日程で予定を組んでいるのですが、30日に行うとなると、異動される先生方の場合、27日や28日に引っ越しを済ませた後、再び戻ってくる必要があります。そのため、離任式を金曜日に開催できないかを現在検討しております。まだ確定事項ではありませんが、30日から日程を早めることが可能かどうかについて、学校にお話を伺ったり、小林のほうにも状況を聞いたりしながら調整しております。

○教育長 西諸については、できるだけ日程を調整したほうが良いかもしれません。その際、新聞公表のタイミングを考慮する必要があると思います。これまで離任式は新聞公表と合わせて実施してきた経緯がありますので、その点を踏まえると、西諸の日程を共通化するのが適切ではないでしょうか。調整可能な範囲で進めていただき、先生方のご移動の点も考慮すれば、それが最善ではないかと思います。何かほかにありますか。

○学校教育課長 はい。次に、来月の定例会において教育委員会として新年度予算の承認をいただく形になりますが、現時点で何か問題はないでしょうか。社会教育課についてはどうでしょうか。

○教育長 社会教育課については、どうやら厳しい指摘を受けているようです。人的な事務補助の削減が全体的に進められていることが影響しているのではないかと思います。そのため、職員の皆さんにとって業務の負担が大きくなっており、課題となっているようです。また、社会教育課については国スポの調整が進められている状況です。今年度及び来年度に国スポのプレ大会を開催予定ですが、その際の予算が非常に大きな金額となることから、調整を進めて予算を大幅に削減しようとしているところです。削減規模としては約半分程度になるのではないかと思います。

○社会教育課長 プレ大会については約70007000万円超の予算を予定しており、これを財政査定に上げていました。査定の結果は約4300万円程度まで削減するよう要請を受けています。不要と思われる項目などを削減し、予算の調整を進めているところです。現状ではその削減額に収める予定です。

○教育長 国が約半分を負担することになるのですよね。

○社会教育課長 半分まではないですが、3割強です。まだ今から市長査定があります。

○御手洗委員 男女共同参画審議会の方からなのですが、2月14日土曜日、男女共同参画講演会が、1時からえびの市国際交流センターで行われます。講演者の方がNHKのお天気キャスターをされていた黒田奈々さんで、今は宮崎市議会議員をされており、その方が講演されるということですので、興味のある方は行かれるといいかと思えます。

○教育長 ありがとうございます。他は小規模特認校の動きは。

○学校教育課主幹 小規模特認校は岡元小学校に1人希望をしています。その子以外に飯野小学校の特別支援学級の児童が上江小学校を希望しています。それ以外に上江小中学校に学区外申請をされていた児童1人が小規模特認校での就学に変更されています。希望、申請が1名の状況です。

○教育長 進捗状況は以上のようなようです。それでは、終わりたいと思います。これをもちまして、えびの市教育委員会令和7年度第10回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時33分

えびの市教育委員会 令和7年度 第10回 定例会の会議内容に相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

.....
教 育 長

.....
教 育 委 員